

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)	変更報告書 No. 10
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 酒井竜児
【住所又は本店所在地】(3)	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】(4)	平成15年10月20日
【提出日】	平成15年10月24日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2名
【提出形態】(5)	その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社日興コーディアルグループ
会社コード	8603
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京、大阪、名古屋
本店所在地	東京都中央区日本橋兜町6番5号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(有限会社)
氏名又は名称	トラベラーズ グループ インターナショナル エルエルシー (Travelers Group International LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク、グリーンウィッチ・ ストリート388 (388 Greenwich Street, New York, New York 10013, U.S.A.)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

②【個人の場合】 該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	1998年8月7日 (2000年6月5日付でlimited liability companyに組織変更)
代表者氏名	デリック・シー・モーン (Deryck C. Maughan)
代表者役職	チェアマン
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 酒井竜児
電話番号	03 (3511) 6124

(2) 【保有目的】(9)

投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	383,487,487		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 383,487,487	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 383,487,487		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年9月30日現在)	S 1,841,314,803
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	20.83
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	20.83

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成15年10月17日	新株予約権付社債券 (転換社債券)	106,487,696	処分	現物配当

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12) 該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	1998年8月28日、Travelers Group Inc. からの現物出資で 転換社債 (335,794,183株) を取得 2000年3月28日、上記現物出資で取得した転換社債の一部 の転換により、株券 (229,306,487株) を取得 2001年3月29日、Citigroup Inc. から現物出資で株券 (154,181,000株) を取得
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

② 【借入金の内訳】 該当なし

③ 【借入先の名称等】 該当なし

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	シティグループ・ファイナンシャル・プロダクツ・インク (Citigroup Financial Products, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク、グリーンウィッチ・ ストリート388 (388 Greenwich Street, New York, New York 10013, U.S.A.)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

②【個人の場合】 該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	1984年7月6日
代表者氏名	アンドリュー・W・アルター (Andrew W. Alter)
代表者役職	マネージング・ダイレクター、秘書役補佐
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 酒井竜児
電話番号	03 (3511) 6124

(2)【保有目的】（9）

投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			
新株引受権証書 (株)	A	--	G
新株予約権証券 (株)	B	--	H
新株予約権付社債券 (株)	C	0	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	0	N
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	0	
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	0	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	0	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成15年9月30日現在)	S	1,841,314,803
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		5.47

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成15年10月17日	新株予約権付社債券 (転換社債券)	106,487,696	取得	現物出資
平成15年10月20日	新株予約権付社債券 (転換社債券)	106,487,696	処分	689.63円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12) 該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	—
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

②【借入金の内訳】 該当なし

③【借入先の名称等】 該当なし

第3【共同保有者に関する事項】(14)

該当なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

トラベラーズ グループ インターナショナル エルエルシー
(Travelers Group International LLC)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	383,487,487		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	0	I
対象有価証券カバーワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	383,487,487	N
			O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	0	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	383,487,487	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	0	

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年9月30日現在)	S	1,841,314,803
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		20.83
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		25.16

以上

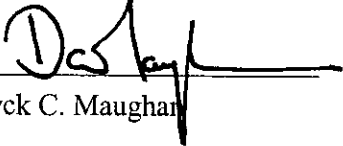
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Travelers Group International LLC., a limited liability company organized and existing under the laws of the State of Delaware, U.S.A., having its principal office at 399 Park Avenue, New York, New York 10043, U.S.A. (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Masayuki Yoshida and Ryuji Sakai, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports") concerning the ownership of certain securities of Nikko Cordial Corporation and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Deryck Maughan, this 20th day of October 2003.

Travelers Group International LLC.

By: _____


Deryck C. Maughan
Chairman

ROBERT E. KEMPER
Notary Public, State of New York
No. 31-4961792
Qualified in New York County
Certificate Filed in New York County
Commission Expires February 5, 2006



[訳文]

委任状

[アメリカ合衆国] デラウェア州法に準拠して組成され、存続し、その主たる事務所を [アメリカ合衆国] 10013 ニューヨーク州ニューヨーク、グリーンウィッチ・ストリート388に有する会社であるトラベラーズグループ インターナショナル エルエルシー (「当社」) は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士吉田正之氏及び同酒井竜児氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して株式会社日興コーディアルグループの株式等の保有に関する日本国証券取引法第27条の23及び同法第27条の25に定める報告書(「報告書」)作成し又はその訂正を行い、報告書を日本国関東財務局長に提出すること及び同報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は2003年10月20日、デリック・シー・モーンをして本委任状に適法に署名せしめた。

[署名]

デリック・シー・モーン
チェアマン

[ニューヨーク州公証人による認証]

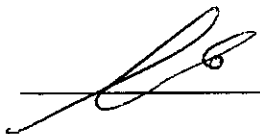
上記は訳文である。
弁護士 酒井 竜児



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Citigroup Financial Products Inc., a corporation organized and existing under the laws of the State of Delaware, having its principal office at 388 Greenwich Street, New York, N.Y. 10013 (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Masayuki Yoshida and Ryuji Sakai, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports") concerning the ownership of certain securities of Nikko Cordial Corporation and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Andrew W. Alter, this 20 day of October 2003.



By: Andrew W. Alter
Managing Director and Assistant Secretary

[訳 文]

委 任 状

[アメリカ合衆国] デラウェア州法に準拠して組成され、存続し、その主たる事務所を [アメリカ合衆国] 10013ニューヨーク州ニューヨーク、グリーンウィッチ・ストリート388に有する会社であるシティグループ・ファイナンシャル・プロダクツ・インク（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士吉田正之氏及び同酒井竜児氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して株式会社日興コーディアルグループの株式等の保有に関する日本国証券取引法第27条の23及び同法第27条の25に定める報告書（「報告書」）作成し又はその訂正を行い、報告書を日本国関東財務局長に提出すること及び同報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は2003年10月20日、アンドリュー・W・アルターをして本委任状に適法に署名せしめた。

[署 名]

アンドリュー・W・アルター
マネージング・ダイレクター、秘書役補佐

[ニューヨーク州公証人による認証]

上記は訳文である。
弁護士 酒井 竜児

